

平成19年 No.16

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程

改正理由

学生の懲戒は学則上に明記されているが、その運用手続きについては未整備のため、一般的な懲戒規程を定めるものである。

承認経過

平成19年3月7日 部局長会 審議承認

平成19年3月7日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程を次のように制定する。

平成19年3月8日

東京学芸大学長

鷺山恭彦

平成19年規程第11号

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）第48条第3項の規定に基づき、学生（大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を含む。以下同じ。）の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類及び効果)

第2条 懲戒の種類及び効果は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。この場合、再入学は認めない。
- (2) 停学 有期又は無期とし、一定の期間登校を停止すること。
- (3) 戒告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(懲戒の対象行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 不当な行為により、本学の秩序を乱し、教育・研究を妨げる行為
- (2) 学内外における犯罪行為
- (3) 試験等における不正行為
- (4) 人権を著しく侵害する行為
- (5) 学則その他本学の諸規則に違反する行為

(調査等の付託)

第4条 学長は、懲戒の対象とみなされる行為（以下「事案」という。）を知り得たときは、直ちに学生委員会に当該事案について、調査及び審議を付託するものとする。

(調査委員会)

第5条 学生委員会は、前条により付託があった場合は、直ちに調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員によりその都度構成する。

- (1) 学生委員会委員長
- (2) 学生委員会副委員長

(3) 学生委員会委員長が委嘱する学生委員会委員 2名

3 調査委員会に委員長を置き、学生委員会委員長をもって充てる。

(調査及び審議)

第6条 調査委員会は、速やかに当該事案に係る事実調査及び審議を行う。

2 調査委員会は、当該学生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

3 調査委員会は、当該事案について本学の教職員及び学生から事情聴取を行うことができる。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 副学長（教育等担当）は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べることができる。

6 調査委員会は、調査及び審議結果を基に、懲戒の要否及び懲戒をする場合のその内容について、学生委員会の議を経て学長に報告する。

(懲戒の対象とみなされる行為が判明した場合の措置)

第7条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、当該事案が退学又は停学となり得る行為として明らかであり、かつ、登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、直ちに謹慎を命ずることができる。

(懲戒の決定)

第8条 学長は、第6条第6項の報告に基づき、学生の所属する群、特別支援教育特別専攻科及び教育学研究科（総合教育開発専攻にあっては、コース又はサブコース）を所管する学系教授会（以下「当該教授会」という。）及び教育研究評議会の議を経て懲戒を決定する。

2 停学の始期は当該教授会及び教育研究評議会の議を経て学長が決定する。

3 停学の期間の計算は、暦日計算による。

4 停学の期間には謹慎の期間を含めることができるものとする。

(再審査)

第9条 懲戒処分を受けた学生は、新事実の発見その他の正当な理由がある場合には、その証拠となる資料を添えて、再審査を文書により学長に請求することができる。

2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の要否を教育研究評議会に諮るものとする。

3 学長は、教育研究評議会が再審査の必要があると認めるときは、再度学生委員会に調査及び審議を付託することとし、学生委員会は新たに調査委員会を設置し、第6条及び第8条に規定する手続を経るものとする。

4 学長は、教育研究評議会が再審査の必要ないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。

(厳重注意)

第10条 学長は、第2条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、文書又は口頭により厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意の伝達は、学生委員会委員長が、当該指導教員、当該教室主任（当該学生が学部学生の場合）及び当該学系長の立会いの下に行うものとする。

(懲戒の通知等)

第11条 学長は、懲戒を決定した場合は、懲戒理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付しなければならない。

2 懲戒処分の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。

(懲戒の公示)

第12条 学長は、懲戒処分をした場合は、懲戒の内容及びその事由を学内に公示するものとする。

(無期停学の解除)

第13条 無期停学の解除は、学生委員会の発議により、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て学長が決定する。

2 学生委員会の発議は、当該学生の改悟の情が顕著であると認められる場合に行うものとする。

(懲戒の処理)

第14条 懲戒は、学籍簿に記載する。ただし、氏名及び学籍番号は非公開とし、証明書等には、当該懲戒を記載しないものとする。

(その他)

第15条 停学中及び謹慎中の試験等の受験及び履修手続は、次のとおりとする。

(1) 停学中及び謹慎中の試験等の受験は認めない。

(2) 停学中及び謹慎中の履修手続は、本学が定めた履修手続期間に行なうことができる。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。